



益水業第43号  
平成31年1月21日

益田市水道料金審議会

会長 村山 誠 様

益田市水道事業管理者  
益田市長 山本浩章



### 水道料金の改定について（諮問）

益田市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただき、答申下さるよう諮問いたします。

### 記

#### 諮問事項

- 1 水道料金の体系について
- 2 水道料金の改定額について
- 3 改定の時期について

（諮問の趣旨は、裏面に記載しています。）

## 諮問の趣旨

本市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水機器の普及により、料金収入が年々減少する一方で、簡易水道事業等との事業統合により減価償却費等の新たな費用が発生することとなります。

加えて、昭和50年代の高度成長期を中心に整備しました管路等の水道施設が経年し老朽化していることから、今後、多くの費用をかけて、こうした老朽資産の更新をはじめ、施設の耐震化に取り組んでいく必要があります。

本市では、これまで業務の外部委託や企業債の繰り上げ償還による利払いの圧縮等、コスト削減による経営の安定化に努めてまいりましたが、依然として経営状況の見通しは厳しいものとなっております。

現行の水道料金は、旧益田市時代の平成14年4月に改定した後、平成16年10月の市町村合併時には、旧美都町、旧匹見町の料金体系について、旧益田市の料金体系への統一を図り、その後、今日まで14年以上が経過しております。

今後とも厳しい経営環境が予測される中、いつまでも安心と安定した水を供給していくためには、水道料金を改定し、経営基盤の強化を図ることが不可欠であります。

よって、諮問事項について貴審議会の意見を伺うものです。